



早期通報をお願いします！

11月20日、横浜町の肉用鶏飼養農場での高病原性鳥インフルエンザの発生をはじめ、今シーズンは16道県26事例（12/6時点）発生しており、非常に発生リスクが高い状況となっています。別添の家きん疾病小委員会からの提言を参考に、本病の侵入防止対策の徹底をお願いします。

異常家きんを発見した場合の通報体制を再度確認していただくとともに、**本病を疑う家きんを発見した場合は、直ちに八戸家畜保健衛生所に通報してください。**

次のような症状を見られたら速やかに家畜保健衛生所へ！

- ・死亡羽数の急激な増加や、5羽以上のまとまった死亡
 - ・嗜眠・沈うつ状態による活性の低下
 - ・皮下出血、トサカや肉垂の暗青色化
 - ・急激な産卵率の低下
- …など



飼養衛生管理基準の重要7項目の再確認をお願いします

飼養衛生管理基準は家畜伝染病予防法で定められており、愛玩用(ペット)として家きんを飼養する場合でも守る必要があります

- ①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
- ②衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用
- ③衛生管理区域内に立ち入る車両の消毒
- ④家きん舎に立ち入る者の手指消毒
- ⑤家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ⑥野生動物侵入防止対策のネット等の設置、点検、修繕
- ⑦家きん舎周辺のねずみや害虫を駆除する

<愛玩鶏飼養者の皆様へ>

少数の家きんでも感染のリスクは変わらず、本病に感染すれば、大事な鶏を処分せざるを得なくなるだけでなく、周辺養鶏農場の出荷制限など、大きな影響を及ぼす可能性があります。

家きんを扱う際は飼養衛生管理基準の重要7項目を守っていただき、感染拡大を防ぐため御協力をお願いします。

**高病原性鳥インフルエンザの特定症状を呈している
家きんを発見した場合は、
直ちに八戸家畜保健衛生所に連絡してください！**

三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL: **0178-27-7415**

FAX: 0178-27-7418

夜間・土日祝祭日の場合 家保携帯: **090-7069-7714**